

インターネット上の法人の 人格権侵害事件と国際裁判管轄

— EU司法裁判所2017年10月17日判決について —

法科大学院教授 野村 秀敏

目次	IV 学説による評価
I はじめに	1 モザイク理論の当否
II 従来の判例	2 法人の利益の中心
III EU司法裁判所2017年10月17日判決	3 差止請求
1 事実の概要と訴訟の経緯	4 モザイク理論の行方
2 判決	V 結びに代えて
i 法務官意見書	
ii 判決本文	

I はじめに

インターネットのウェブサイトにはアップロードされた記事や情報には、世界中からアクセス可能である。そうであれば、当該の記事等が名誉・信用等の人格権、特許権・商標権や著作権等の知的財産権などの他人の権利を侵害する内容を含む場合、事件は容易に国際的性質を帯びることとなり、それが訴訟となれば、まずは国際裁判管轄の問題が問われることとなる。その際、問題となるのは被告住所地による管轄と不法行為地管轄であろうが¹、前者は原告となる被害者にとってメリット

1 ブリュッセルIa規則4条1項は、被告住所地の加盟国の裁判所の一般的な管轄を、同7条2号は、「不法行為若しくは不法行為に等しい行為、又はそのような行為に起因する請求が手続の対象である」ときに、「損害をもたらす出来事が発生した地又は発生するおそれがある地」の加盟国の裁判所の特別管轄を定める。日本法では、民事訴訟法3条の2第1項、3条の3第3項、ドイツ法では、ドイツ民事訴訟法12条・13条、32条（これらは直接には国内の土地管轄に関する規定であるが、それが同時にドイツの裁判所の国際裁判管轄をも定めていると解する二重機能説がドイツの通説である。Thomas/Putzo/Hüßtege, ZPO, 34 Aufl.(2013), § 1 Vorbem Rdnr.6)が、それぞれ概ね同趣旨の対応規定である。そして、いずれにおいても、不法行為地には原因行為地と結果発生地を含むと解されている。

が少ない。そこで、後者、とりわけそのうちの結果発生地管轄が注目されることになるが、これには逆の意味において問題が多い。すなわち、インターネットにアクセス可能な地をすべて結果発生地と捉えるならば、世界中すべての地が不法行為地となり、世界中どこでも訴えを提起することが可能となってしまうかねないからであり、これには何らかの形で制限をかけることが必要となる。

このような問題は、わが国でも、学説上次第に議論されるようになっており、既に、名誉・信用毀損事件に関しては最高裁判例も公にされているが²、なお、下級審の裁判例³を含めてみても、それ程多数の(裁)判例が存在するわけではない。これに対し、EU法のレベルでは、わが国に比べれば相対的に多数のEU司法裁判所の判例が存在し、その多くは既にわが国にも紹介されているが⁴、法人の人格権侵害に関する近時の注目すべき先行判決に関しては、まだ詳細な紹介は存在しない⁵。そこで、本稿では、そこに至るまでの従来EU司法裁判所の判例を簡単に振り返った上で(Ⅱ)、そのEU司法裁判所2017年10月17日判決⁶(以下、「本判決」ということがある。)を法務官意見書とともに紹介する(Ⅲ)。また、この判決に関しては、ドイツにおいて相当数の判例研究⁷が公にされているので、本判決に関するそれを

2 最判平成28・3・10民集70巻3号846頁(ユニバーサル・エンターテインメント事件)。

3 下級審裁判例としても、特許権侵害に係る知財高判平成22・9・15判タ1340号265頁とその原審である大阪地判平成21・11・26判時2081号131頁、プライバシー侵害に関する東京地判平成28・11・30判タ1438号186頁、著作権侵害に係る東京地判平成26・9・5 LLI/DB判例番号L06930941が目につく程度である。

4 Ⅱの脚注に掲記するもののほか、eDate事件判決、Wintersteiger事件判決、Pinckney事件判決、Hejduk事件判決を簡潔に紹介するものとして、横溝大「インターネット上の知的財産権侵害に関する国際裁判管轄」パテント69巻14号(別冊16号)171頁以下がある。

5 中村知里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析(2)」法学論叢184巻2号58頁以下(2018年)に一応の紹介・検討がある。私自身も、野村秀敏「EU司法裁判所民事手続規則関係判例概観(2017年)」専修法学論集136号214頁以下(2019年)において、簡単に紹介しておいた。

6 Judgment of 17 October 2017, Bloagupplysningen, C-194/16, EU:C:2017:766.

7 本判決の判例研究ないし本判決を機縁とする論文として、以下のものがある。Breckheimer, jurisPR-IWR 6/2017 Anm.1; Papadopoulos, jurisPR-IWR 6/2017 Anm.2; Keilmann, BB 2017, 2574; Sujecki, Rechtsprechung des Europäischen Gerichtshofs zur EuGVVO im Jahr 2017, EWS 2017, 72, 75; Hollowitz, EWiR 2018, 287; Bach, NJW 2017, 3436; ders., Fake News und Cyber Mobbing—Zur internationalen Zuständigkeit bei Persönlichkeitsrechtsverletzungen, EuZW 2018, 68; Ertig, K&L 2018, 33; Stadler, JZ 2018, 94; Hau, Klagmöglichkeiten juristischer Personen nach Persönlichkeitsrechtsverletzungen im Internet, GRUR 2018, 163; Ahrens, Internationale

中心として、EU司法裁判所の判例に対する学説の評価を確認し（Ⅳ）、最後に、簡単なまとめと、それらを踏まえた上での感想めいたことを述べて、結びに代えることとする（Ⅴ）⁸。

Ⅱ 従来の判例

（1）ここでの問題に関する判例の出発点になっているのは、1995年3月7日のShevill事件判決⁹である。事案はインターネットではなくして、出版物による名誉毀損事件に係るものであるが、フランスに所在する被告会社によってフランスで発

Zuständigkeit für Äußerungsdelikte im Wettbewerb, WRP 2018, 17; Kubis, Zum Tatortgerichtsstand bei grenzüberschreitenden Äußerungsdelikten zu Lasten von Unternehmen, WRP 2018, 139; Sack, Die Kognitionsbefugnis nach Art.7 Nr.2 EuGVVO und das internationale Lauterkeitsrecht, WRP 2108, 897; Klinkert, Wettbewerbsrechtliche Ansprüche mit Auslandsbezug vor inländischen Gerichten, WRP 2018, 1038.

8 筆者は、今野裕之教授を監修者として、国際商事法務誌上に既に約20年にわたり連載中の「EC企業法判例研究」の一環として、その時々ECないしEU司法裁判所の民事司法手続規則関係の最新判例を紹介してきた。本論文もその判例研究の一環という意味を有するが、大法廷による重要判決である本判決の紹介・検討には相当の紙幅を要するので、その点で制約の厳しくない本誌で発表することとした。なお、ここでのテーマに関しては、EUのほか、ドイツの国内法にも相当数の関連判例が存在する。そして、前注（5）掲記の中村論文（（1）（2）（3）法学論叢183巻4号28頁以下、184巻2号47頁以下（2018年）、184巻5号30頁以下（2019年）、未完）は、特に人格権侵害の場合を中心にインターネット上の権利侵害と国際裁判管轄の問題に関するEU司法裁判所とドイツ連邦通常裁判所の判例を通覧・検討する労作であり、前注（5）で指摘したように、本判決にも触れている。しかし、中村論文の執筆時期との関係であろうが、そこでは、本判決とそれに関する法務官意見書しか取り上げられておらず、これに対する学説の評価までは触れられていない。それ故、特に本判決に焦点を当て、他方で、それに関する学説にまで触れる本論文には、中村論文の存在にもかかわらず、意味が失われまいと考える。さらに、本稿脱稿後、中村論文の（4）法学論叢185巻3号32頁以下（2019年）（なお、未完である）と出口耕自「インターネット名誉侵害における結果発生地」国際法外交雑誌118巻1号1頁以下（2019年）に接した。前者は、ここでの問題に関する学説が提示される背景を分析するものであり、後者は、EU法とドイツ法を参考に、日本法の解釈論として、ここでの問題に関する議論を展開するものである。出口論文でも、無論、本判決に触れているが、それ自体を詳しく紹介することを直接の目的としているわけではないので、その出現後であっても、なお本論文の意義は失われまいと考える。

9 Judgment of 7 March 1995, Shevill, C-68/93, EU:C:1995:61. この判決については、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」法学論叢142巻5・6号192頁以下（1998年）、芳賀雅顯「名誉毀損の国際裁判管轄」櫻井雅夫編『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』435頁以下（信山社、2002年）、同「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明＝石渡哲編『EUの国際民事訴訟判例』95頁以下（信山社、2005年）参照。

行された新聞の記事によって名誉を毀損されたと主張するイギリスに在住するイギリス人である自然人やベルギー法人を含む数社の法人である原告らが、イギリスの裁判所に損害賠償を求める訴えを提起したというものである。

EU司法裁判所判決は、出版物が頒布され、被害者がその評判に対する侵害を被ったとされる各加盟国の裁判所は、被害者の評判について当該国において生じた損害を審理する管轄権を有するとした¹⁰。

このように、各加盟国の裁判所が当該国において生じた損害に関してのみ審理する管轄権を有するとする理論をモザイク理論といい、以後、これが議論的的となっていく。

(2) インターネットによる権利侵害事件の嚆矢となったのが、自然人に関して、同じく名誉等の人格権の侵害が問題になった事件に係る2011年10月25日のeDate事件判決¹¹である。そこでは、ドイツに居住する原告が、オーストリアに本拠を置いてインターネットのポータルサイトを運営する会社に対して、そのサイト上で原告の人格権侵害となるようなことを報じないよう求めて、ドイツの裁判所に訴えを提起した。

EU司法裁判所は、その主権領域でウェブサイトアクセス可能な各加盟国の裁判所は、そこで生じた損害に関してのみ審理する管轄権を有するとしてモザイク理論を確認しつつ、被害者の利益の中心が所在する加盟国の裁判所は、(被告住所地の加盟国の裁判所と並んで)それが被ったとされる全損害に関して審理する包括的な管轄権を有することを認めた。そして、利益の中心は、一般的には常居所にあるが、職業活動のようなその他の徴表が常居所の所在地国とは別の国との特別に密接な関係を生じさせるときは、それ以外の加盟国にあることもありうるとした¹²。

この判決は、不作為請求がなされていたのに、損害賠償請求を念頭に置いて議論しており、問題の所在をすり替えてしまっているように見える¹³。

10 Judgment of 7 March 1995, Shevill, C-68/93, EU:C:1995:61, paras.30 and 31.

11 Judgment of 25 October 2011, eDate Advertising and Others, C-509/09 and C-161/10, EU:C:2011:685. この判決については、安達栄司「インターネットにおける人格権侵害の国際裁判管轄」国際商事法務41巻2号282頁以下(2013年)、同「インターネット上の名誉・信用毀損事件における国際裁判管轄」上野古稀『現代民事手続の法理』18頁以下(弘文堂、2017年)参照。

12 Judgment of 25 October 2011, eDate Advertising and Others, C-509/09 and C-161/10, EU:C:2011:685, paras.42, 44, 48 and 49.

13 Vgl. Hau, a.a.O.(Fn.7), S.164.

(3) 続いて、2012年4月19日の商標権侵害に関するWintersteiger事件判決¹⁴が現れた。事案は、オーストリアに所在し、オーストリアにおいてスキー、スノーボードの周辺機器等につき「Wintersteiger」なる登録商標を有する原告会社が、ドイツを指し示すトップレベル・ドメインの下で運営されている検索エンジンで検索可能なウェブサイト上に自社の製品の広告を掲載することによって原告の商標権を侵害していると主張しつつ、その停止を求めて、ドイツに所在する被告会社を、オーストリアの裁判所に訴えたというものである。

EU司法裁判所は、登録によって当該登録国においてのみ保護されることになる国家商標には利益の中心の議論は当てはまらないとしつつ、各登録国の裁判所が、それぞれ、当該登録国で発生した「全」損害と当該権利に対する侵害行為の停止を求める申立てについて審理する権限を有するとした¹⁵。

ここでは、EU司法裁判所はモザイク理論に言及していないが、国家商標の属地的効力を理由に、結局、それによるのと同一の結論に達している。

(4) 2013年10月3日には、著作権侵害に関するPinckney事件判決¹⁶が現れた。この事案では、オーストリアの被告会社が、イギリスの会社の委託によって、フランスに居住する原告の承諾を得ることなく、オーストリアにおいて、原告の楽曲をCD化し、フランスからもアクセス可能なウェブサイト上でこのCDを販売していた。そこで、原告は、フランスの裁判所に、著作権侵害を理由として損害賠償請求の訴えを提起した。

EU司法裁判所は、著作権も属地主義に服しているから、法廷地国の裁判所の管轄が認められるためには、その法が当該著作権を保護していることと、その所在地国の領域内での結果発生ないしそのおそれが必要であるとした。そして、このおそれは、受訴裁判所の区域内でアクセス可能なウェブサイトを通じて、被害者が著作権を有すると主張する著作物の複製を入手する可能性から生ずるとしつつ、ただし、その裁判所の審理権限は、当該国で発生した損害にのみ及ぶとした¹⁷。

14 Judgment of 19 April 2012, Wintersteiger, C-523/10, EU:C:2012:220. この判決については、今野裕之「インターネット上の商標権侵害と裁判管轄」国際商事法務40巻12号1920頁以下（2012年）参照。

15 Judgment of 10 April 2012, Wintersteiger, C-523/10, EU:C:2012:220, paras.25 and 28.

16 Judgment of 3 October 2013, Pinckney, C-170/12, EU:C:2013:35. この判決については、野村秀敏「インターネットによる著作権侵害と国際裁判管轄」国際商事法務42巻4号626頁以下（2014年）参照。

17 Judgment of 3 October, Pinckney, C-170/12, EU:C:2013:35, paras.43 and 44 to 46.

ここでは、再び、正面からモザイク理論が肯定されているが、それに反し、eDate事件判決のいう利益の中心には言及されておらず、それが存在する加盟国の裁判所の全損害に関する審理権限は認めない趣旨と解される¹⁸。

無断で作成されたCDがウェブサイト上で販売されたというこの事案とは異なり、2015年1月22日のHejudk事件判決¹⁹では、ウェブサイトへのアップロード自体が著作権侵害として問題とされた。すなわち、プロの建築写真家である原告は、あるオーストリアの建築家の手になる建築物に関する建築写真の著作権者であるが、ドイツに所在する被告会社が、原告の同意を得ずに、また原告が著作者であるとの表示もなしに、原告の写真を被告のウェブサイトに掲載したと主張して、オーストリアの裁判所に、損害賠償と被告会社の費用で判決を公表することに対する授權を求めて訴えを提起した。

EU司法裁判所は、Pinckney事件判決を援用しつつ、ウェブサイトへのアクセス可能性があれば結果発生地として認められるとしつつ、著作権の属地的効力を理由に、裁判所はその所在地国で生じた損害のみを審理しようとした²⁰。すなわち、ここでも、モザイク理論は当てはまるとされたのであるが、判決公表の請求の方はあまり考慮に入れられていないように見える。

(5) 2016年12月21日のConcurrence事件判決²¹は選択的流通合意に係るものである。ともにフランスに本拠を有する申立人とS社は、S社の製品をインターネットを通じて販売しないことを約する選択的流通合意をしていたところ、両者はともにこの合意に違反したが、その際、ルクセンブルクに本拠を有する被申立人はS社の合意違反に加担していた²²。そこで、申立人は、被申立人に対して、被申立人に、その

18 野村・前掲注(16) 628頁参照。

19 Judgment of 22 January 2015, Hejudk, C-441/13, EU:C:2015:28.

20 Judgment of 22 January 2015, Hejudk, C-441/13, paras.34, 36 and 37.

21 Judgment of 21 December 2016, Concurrence, C-618/15, EU:C:2016:976.

22 ただし、判例集の事実関係の記述が簡単であるために、よく分からない面もある。すなわち、申立人の合意の相手方はS社のみであるから、明示されていないが、S社もインターネットによる販売禁止の義務を負担しているにもかかわらず、それに違反し、申立人はそれとの関係で被申立人の加担を問題にしたと推測した。しかし、申立人によると、S社は申立人以外の第三者との間でも選択的流通合意をしており、その第三者も当該合意に違反してインターネットを通じてS社の製品を販売しているので、それに被申立人が加担しているのを問題にしているのかもしれない。もっとも、申立人がなぜS社と第三者との間の合意に関する違反行為に干渉しようのかは不明であるが(それ故、前述のように推測した)、それは本案の問題であり、管轄の次元では問題にしないでよいことではあるのかもしれない。

運営するウェブサイト Amazon fr, Amazon de, Amazon co.uk, Amazon es, Amazon it から、特定の S 社の製品をすべて削除するように義務づける旨を求めて、フランス裁判所に仮の権利保護の申立てを行った。

ここでも、EU司法裁判所は、著作権侵害事件におけるのと同様に、被侵害権利が法廷地国で保護されていることを前提とし、その場合にも当該国の裁判所の審理権限はそこで発生した損害に限られるとする²³。すなわち、モザイク理論が採用されているが、利益の中心に言及されていない点、損害賠償を念頭に置いて差止（ウェブサイト上での S 社製品の提供の除去）のことをあまり考えていないように見える点も、著作権侵害事件におけるのと同様である。

法廷地で保護されているとの点との関連では、選択的流通合意違反に加担する被告の行為がフランス商法の規定によって違法とされ、責任を追及されうるとされていることが指摘され、損害は、当該製品がインターネットで販売され、その結果、原告の法廷地国での販売量が減少した点にあるとされている²⁴。

(6) 以上のような判例の流れの中で、2017年10月17日に、法人の人格権侵害に係る Bolagsupplysningen 事件に関する EU 司法裁判所判決が現われたのである。

II EU司法裁判所2017年10月17日判決

1 事実の概要と訴訟の経緯

(1) エストニア法人である B 社とその被用者である I 夫人は、2015年9月29日に、エストニアのハリユ第 1 審裁判所に、スウェーデン法人である労働者団体 SH に対する訴えを提起した。B 社らは、この裁判所に、SH に対して、そのウェブサイト上に公開された B 社に関する誤った情報を訂正し、そこに存在するコメントを削除し、かつ、B 社に対して約 5,6 万ユーロの損害賠償を、I 夫人に対して裁判所が衡平な裁量に従って定める金額の無形的損害に対する賠償を支払うように義務付けることを求めた。

訴状によれば、B 社らは次のように主張している。SH は、そのウェブサイト上で運用している所謂「ブラックリスト」に、B 社は詐欺といかさまをしていると記入した。ウェブサイトのコメント欄には 1000 近いコメントが書き込まれており、その中には、B 社と I 夫人を含む B 社の従業員に対する暴力行使の直接的な呼掛けさ

23 Judgment of 21 December 2016, Concurrence, C-618/15, EU:C:2016:976, paras.30 and 31.

24 Judgment of 21 December 2016, Concurrence, C-618/15, EU:C:2016:976, paras.33 and 34.

え見出される。SHは、記入された指摘とコメントの削除を拒絶した。そのことにより、B社のスウェーデンにおける経済活動に支障が生じ、その結果、B社に日々重大な損害が生じている。

(2) ハリユ第1審裁判所は、2015年10月1日の決定により、以下のような理由により、この訴えを不適法却下した。

「訴状からは²⁵、損害がエストニアで発生したことが明らかとならないから、ブリュッセルIa規則7条2号を援用することはできない。争いの対象である情報とコメントはスウェーデン語で書かれており、エストニアで生活している者にとっては、翻訳なしでは理解することができない。当該情報の理解は言語上の脈絡に依存している。エストニアでの損害の発生は示されておらず、売上はスウェーデン・クロネで計上されており、そのことは、損害がスウェーデンで発生したということを示唆する。争いの対象となっているウェブサイトがエストニアでアクセス可能であったということは、自動的に、エストニアの裁判所が当該民事事件について裁判しなければならない、ということ根拠付けうるわけではない。」

B社らは、この決定に対して上訴した。タリン地区裁判所は、2015年11月9日の決定で、上訴を棄却してハリユ第1審裁判所の決定を認可した。そこで、B社らは、エストニア最高裁に、タリン地区裁判所の決定の取消しと訴え〔の本案〕について裁判すべき旨を申し立てたが、SHはこれに反対した。

(3) エストニア最高裁は、B社とI夫人の申立てを分離して、それぞれについて以下のように述べた。

「I夫人に関しては、タリン地区裁判所の決定に対する不服申立ては理由があり、この決定とハリユ第1審裁判所の決定は取り消されて、事件はI夫人の申立ての許容性に関する裁判のために第1審裁判所に差し戻されるべきである。

B社の訴えは、少なくとも、エストニアで発生した損害の賠償を求める申立てに関しては、エストニアの裁判所の管轄に属する。その保護が、当該権利が登録されている加盟国の主権領域に限定される知的財産権の場合とは異なって、本件においてその侵害が主張されている権利の場合、その本質上特定の国の主権領域

25 いわゆる請求原因事実と管轄原因事実の符合の問題に関して、EU法においては、基本的に、管轄原因事実仮定説（EUでは、二重関連事実理論と呼ばれる。）が採用されている（Judgment of 28 January 2015, Kolassa, C-375/13, EU:C:2015:37, paras.61 to 64. 野村秀敏「無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」国際商事法務43巻10号1579頁以下（2015年参照）。「訴状からは、……」というのは、これを踏まえてのことと思われる。

でのみ保護されうる権利が問題になっているわけではない²⁶。B社は、基本的に、誤った情報の公開によってその価値評価と名声が侵害されたと主張している。この点について、EU司法裁判所は、既に、名誉を侵害する公刊物による法人の名声と価値評価の侵害は、公刊物が頒布され、その主張によると、当該者の名声が侵害されているとされる地で現実化していると判示した²⁷。」

しかし、エストニア最高裁によると、上記の原則によって、B社が誤った情報の訂正とコメントの削除もエストニア裁判所の面前で訴求することができるかは不明瞭である。

「同様に、B社がそれによって主張された損害すべての賠償をエストニアの裁判所で訴求しうるかも疑わしい。ウェブサイト上で公開された内容によってその権利を侵害されたと感ずる者は、この内容を書いた者が拠点を有する加盟国の裁判所か、その利益の中心がある加盟国の裁判所で、発生した損害すべての賠償を求める訴えを提起する可能性を有するとの原則²⁸は、特に、自然人の人格権侵害との関連で立てられたものである。それ故、それが法人に関しても妥当するかは確実ではない。

最後に、法人の本拠と／または営業所がその利益の中心がそこにあると認めることを根拠付けるかが問われる。そのようなことを認めるということを出発点とするか否かに関係なく、どのような事情と基準に基づいて、裁判所は、法人の利益の中心がどこにあるかを判断しなければならないかという問題が問われる。」

このような事情の下において、エストニア最高裁は、手続を停止し、EU司法裁判所に、ブリュッセルIa規則7条2号の解釈に関する以下の問題を先行判決のために付託した。

- ① インターネット上のそれに関する誤った情報の公開と、それに関わるコメントを削除しないことによって人格権を侵害されたという者は、その主権領域においてインターネット上に公開された指摘にアクセスできる、またはできた各加盟国の裁判所の面前に、この加盟国において発生した損害に関して、誤った情報の訂正およびその権利を侵害するコメントの削除を求める訴えを提起することができるか。
- ② インターネット上のそれに関する誤った情報の公開と、それに関わるコメント

26 Pinckney事件判決第35節～第37節を引用する。

27 Shevill事件判決第29節・第30節を引用する。

28 eDate事件判決第52節を引用する。

を削除しないことによって人格権を侵害されたという法人は、当該情報の訂正、コメントの削除の義務付け、および、インターネット上での誤った情報の公開によって生じた有形的損害（これについては、それに生じたすべての損害）の賠償を求める請求権を、その利益の中心が所在する加盟国の裁判所で訴求することができるか。

- ③ ②の問題が肯定されるとしたら、当該法人の利益の中心ひいてはその損害の発生地は、その本拠が所在する加盟国にあるということを出発点とすべきか、または法人の利益の中心ひいてはその損害の発生地の決定に際しては、たとえば法人の本拠と営業所、その顧客の本拠および取引が締結された方法のようなすべての事情が考慮されるべきか。

2 判決

i 法務官意見書

(1) 本判決に先行するBodek法務官の意見書は詳細なものであり、しかも、判例が採用していたモザイク理論を放棄すべき旨を説くものであって、大いに注目された。

意見書はまず、争点は、①自然人に関してeDate事件判決で示された「利益の中心」の管轄が法人についても当てはまるか、②そうであるとして、法人の場合に、利益の中心はどのように決定されるか、③求められた救済が不可分なものである場合に、それとモザイク理論とがどのように関連するか、の3つであるとする（法務官意見書第22節）。

(2) まず法務官は、争点①の前提として、法人にも人格権が認められるかが問われるとし、ヨーロッパ人権裁判所とEU司法裁判所が次第に基本権の保護を法人にも拡張してきたことを指摘する（法務官意見書第41節～第46節）。そして、基本権としての人格権が保護されるかは、本質からアプローチする方法と手段という側面に注目する方法がありうるとしつつ、ここでは後者の方法が重要であるとする。すなわち、人格権は自己目的というよりも、他の基本権の実効的な保護の手段となるとし、その経済的権利の保護のためには、法人にも人格権が認められなければならないとする（法務官意見書第47節～第51節）。

次に法務官は、プラグマティックな観点からの回答として、加盟各国によって、法人の人格権は基本権の次元で保護されていることと、一般の法律の平面で保護されていることがあるが、そのような相違は、EU法の平面で、ブリュッセルIa規則

7条2号の管轄の問題を考えるにあたっては影響を及ぼしえないと指摘する（法務官意見書第52節～第60節）。

その上で法務官は、ブリュッセルIa規則7条2号が適用されることを前提に、上記の争点④の問題を取り上げ、これを肯定する。すなわち、これを否定する理由としては、法人に人格権を否定すること以外に、弱者保護という観点が考えられるが、次のような理由によって、これには与し得ないとする。①ブリュッセルIa規則7条2号は弱者保護を目当てとした規定ではなく、事件と裁判所との間の密接な結び付きに根拠を有する。②具体的なコンテキストと関係なく、自然人は常に弱者であり、法人は常に強者であるとは言えない。③自然人でも容易に情報を発信するインターネットによる加害行為に関しては、原告側、被告側それぞれに自然人、法人など、様々な主体が登場しうる。④その解決方法（強者か弱者かを基準とする解決方法）は、ブリュッセルIa規則により追及された管轄の予見可能性の確保という目標に矛盾する。弱者か強者かの基準がはっきりしないからである（法務官意見書第61節～第69節）。

(3) 争点⑤に対する回答は、法務官意見書の中で最も重要な点であり、まず、以下のような理由によって、モザイク理論をインターネットによる不法行為訴訟に及ぼすことは不適切であるとする。

①Shevill事件判決のモザイク理論は、印刷物の頒布地は必然的にある程度限定されたものであるということを前提としている。地域的に限定された頒布は、地域的に限定された損害賠償に関する審理権限に適合している。これに対し、インターネット上の情報へのアクセスには、地域的限定はない。言語による制約はありうるが、現在は、機械による翻訳技術が発達している（法務官意見書第75節・第76節）。

EU司法裁判所は、上記の印刷物とインターネットとの差異を十分に考慮しておらず、そのことが、争点⑥の問題のほか、2つの問題点を生じさせる（法務官意見書第77節）。

②第1に、モザイク理論をインターネットの場合に推及して、同時に多数の裁判権が管轄権を有することを認めることは、予見可能性と秩序的な司法運営の要請に反することになる（法務官意見書第78節・第79節）。

③第2に、損害をそれぞれの管轄区域に割り当てるのは、不可能でないまでも、困難である（法務官意見書第80節）。

多数の訴えが互いにどのように調和させられ、合理的な訴訟追行を図るためのメカニズム（訴訟係属、既判力）がどのように働くことになるのかも問題である。重複

訴訟の効果²⁹が、地域的に限定された訴訟相互の間で働くのか。それは、求められている（損害賠償か差止かといった）救済の種類によっても違うのか。包括的な訴えと地域的に限定された訴えとの間ではどうか。利益の中心の裁判所の全損害に関する判決の既判力は、その後の地域的に限定された損害に関する訴訟に及ぶのか。本件の基本事件では関係ないが、こういった問題が生じうる（法務官意見書第81節～第83節）。

④既に利益の中心で全損害の賠償を訴求することができるから、多数の別々の国で一部の損害に関する賠償を訴求できることは、被告に負担を負わせること以上に、原告にとっての意味はない（法務官意見書第88節）。

(4) 次に、法務官意見書は、以下のような理由により、結果発生地としては、利益の中心の所在地を認めれば十分であるとする。

⑤ここでは結果発生地の結果として、法人の名声に加えられた損害が問題となっているが、この損害は法人がその営業を行う地か、その他の事業活動を行う地で被る蓋然性が高い。モザイク理論を放棄するときは、損害発生地は1つの管轄に制限されることになろうが、それは原告の名声が最も強く害された地である。そして、そのようなことは、自然人または法人が利益の中心を有する地で当てはまる蓋然性が高い。この地は、その場合、最も密接な結び付きに基礎を置く特別管轄に適切に繋がる紛争の真の中心であろう。この地の裁判所は包括的な審理権限を有する（法務官意見書第95節～第97節）。

その後、法務官は、以下のように、法人に関する利益の中心の決定方法を示す。

⑥法人の損害は、典型的には、その事業活動との関連で生ずる。営利法人の場合には、管轄はそれが最大の売上をあげている加盟国と一致する蓋然性が高いであろう。これに対し、非営利法人の場合には、最も多くの（その言葉の最も広い意味での）顧客が所在する地である蓋然性が高いであろう（法務官意見書第104節）。

⑦まず、法人の利益の中心は、EU倒産手続規則3条1項³⁰の「主たる利益の中心」

29 ブリュッセルIa規則29条は、複数の加盟国の裁判所に、同一当事者間の同一請求に関する訴訟が係属する場合には、後から提訴を受けた裁判所が、その手続を中止する旨を、同30条は、複数の加盟国の裁判所に、同一当事者間の関連請求に関する訴訟が係属する場合には、後から提訴を受けた裁判所が、その手続を中止する旨を定める。これらの規定が、本文記載の場合に働くのか否か、どのように働くのかという趣旨である。

30 Regulation (EU) 2015/848 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2015 on insolvency proceedings, OJ L 141, 5.6.2015, p.19-72.

の類推によって決定されるということが考え得るかもしれないが、以下の理由により、これは1つの視点として参考になるという程度のものであり、決定的ではないとする。すなわち、主たる利益の中心は、債務者が通常、その利益の管理を行っており、第三者にとり確認可能な地であって（3条1項はこの旨を規定している）、法人の場合はその本拠ということになる。これは主倒産手続を管轄する裁判所を定める基準であり、債務者（被告）に関わる基準であるが、ここで問題にしている利益の中心は原告に関わるものである。前者は、基本的に、被告住所地の原則管轄と一致するが、後者はそれとは正反対の原告法廷（forum actoris）を認めるものである（法務官意見書第106節～第111節）。

⑧法人に対する名誉侵害が最も強く感ぜられる地が法人の本拠と一致するのは、その主要な営業活動が同様に当該加盟国で行われている場合だけである。そこで事業活動が行われておらず、売上がない場合には、本拠のある地が利益の中心の地であるということにはならない。法人の場合には、自然人とは異なって、ある国の主権領域との実質的な結び付きなしに、そこに〔定款上の〕本拠を置くということは稀ならずある（法務官意見書第112節・第113節）。

⑨したがって、法人が複数の利益の中心を持つということはある。その場合、どこを選択するかは原告の意思による。そして、いずれの地の裁判所にも包括的な審理権限が認められるから、1つ選択されると重複訴訟に関するメカニズムが働くことになる（法務官意見書第116節・第117節）。

(5) 先に見たように、法務官はモザイク理論を否定しているが、「仮にこれを肯定すると」という前提の下に、ウェブサイト上の情報やコメントの訂正・除去の請求の管轄裁判所に関する争点③について以下のように指摘する。

訂正・除去は救済手段としては一体・不可分な性質を有するが、発しうる救済手段に関して管轄裁判所を区別することや、その救済手段の射程や広がりを限定することは不可能であり、そのための法的根拠も見出しえない。その根拠は損害の発生源の一体的性質にある。ウェブサイトは1つしかないのである。地域的に限定された損害に関してしか審理権限を有しない裁判所であっても、当該国内法がそのような救済手段を認めていれば、訂正・除去を命ずる権限を有しないとしない理由はない。すなわち、そのような裁判所も、すべての損害との関係で記事や情報の訂正・除去を命じることになる（法務官意見書第125節・第126節）。その結果、被告がなすべき、または止めるべき同一の行為に関して、いろいろ違った内容の命令が出てしまう可能性が生ずることになる。この点に鑑みても、モザイク理論は放棄されるべ

きである（法務官意見書第129節・第130節）。

ii 判決本文

(1) 判決本文は、法務官意見書に比べるとかなり簡単であるが、まず、第2および第3の付託問題をまとめて検討するとしている。そして、ここではブリュッセルIa規則7条2号の不法行為地管轄が問題になることを指摘しつつ、それに関わる一般的な理論を確認する。それらは、不法行為事件の判例において繰り返し指摘されている、ほとんど決まり文句のような理論である。

最初に、本判決は、この特別管轄ルールは、紛争と損害をもたらす出来事の地の裁判所との間に、この裁判所の管轄を、秩序的な司法運営と訴訟の適切な形成の観点から正当化する特別に密接な関係があることに基づくという（本判決理由第26節）³¹。不法行為の場合、その裁判所は、とりわけ係争物への近さと証拠調べの容易さから、通常、最もよく、当該紛争についての判断をなしうる立場にあるのである（本判決理由第27節）³²。

その上で、本判決は、ブリュッセルIa規則考慮事由第16節が考慮されるべきであるとするが、それによると、密接な結び付きを要求することによって、法的確実性が確保され、相手方当事者が合理的には予測できなかった加盟国の裁判所の面前で訴えられてしまうことが阻止される。そして、このことは、名誉毀損を含む私的領域または人格権の侵害の結果としての契約外の債務関係に関わる訴訟の場合には、特に重要であると指摘する（本判決理由第28節）。

また、損害をもたらす出来事の地とは原因行為の地と結果発生地の双方を指すことも確認する（本判決理由第29節）³³。

(2) 次いで、本判決は、本件の基本事件では結果発生地が問題になっていること、Shevill事件判決でのモザイク理論、eDate事件判決において利益の中心で全損害を訴求しうるとされたことを確認した後（本判決理由第30節～第33節）、さらに、その利益の中心に関連して、eDate事件判決における幾つかの叙述を繰り返す。

31 eDate事件判決第40節、Hejduk事件判決第19節を引用する。

32 以下の判決を引用する。Judgments of 16 May 2013, Melzer, C-228/11, EU:C:2013:305, para.27, and of 21 May 2015, CDC Hydrogen Peroxide, C-352/13, EU:C:2015:335, para.40. なお、後者の判決については、中西康「EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」法律時報89巻8号113頁以下（2017年）参照。

33 eDate事件判決第41節を引用する。

すなわち、本判決は、インターネット上の情報の内容による人格権侵害は、当事者が利益の中心の地で享受している名声に鑑みれば、その中心の地で最も強く感ずることができるという。それ故、それがある地の加盟国の裁判所が、当該の者の人格権に対するオンラインの情報内容の影響を判断しうる最も適した立場にあるというのである（本判決理由第33節・第34節）³⁴。また、利益の中心との基準は、原告と被告の双方にとって、予見可能性という観点からも優れていると指摘する（本判決理由第35節）³⁵。

(3) 無論、本判決としての新たな指摘もある。

第1に、その地の裁判所の最も適した立場という観点は有形的損害に関してと無形的損害に関してとで異なるから、利益の中心の地の裁判所の包括的な審理権限は双方の損害に関する審理権限に当てはまるとする（本判決理由第37節）。

第2に、同様に、この点は、原告が自然人か法人かにも関係なく当てはまるともしている。利益の中心の地の裁判所で全損害に関する賠償を請求する可能性は、秩序的な司法運営の観点から認められるものであり（前述のように、その地の裁判所が事件について最も適切に判断しうる立場にあるとの趣旨である）、原告の特別な利益のために認められるものではない（不法行為地管轄は弱者保護の観点から認められるものではない³⁶との趣旨である）からである（本判決理由第38節・第39節）。

そして、法人に関する利益の中心について、以下のように指摘する。すなわち、基本事件の法人のような経済活動を行う法人の場合、その営業上の名声が最も強く固定されている地を反映しなければならず、それは、法人が経済活動の本質的な部分を行う地であるとする。ただし、法人の利益の中心は定款上の本拠と一致することがありうるが、それは決定的な基準ではないと指摘する。基本事件の法人のように、その活動の大部分を定款上の本拠以外の加盟国で行っているときは、そこで最も強く、その名声に対する侵害を感ずることができるからである。また、このことは、侵害が、当該法人が活動の大部分を行っている加盟国において運用されている営業上のウェブサイト上に公開された情報とコメントによって惹き起こされ、その使用言語に鑑みれば、本質的に当該加盟国の住民に向けられている場合には、それだけ益々妥当すると付言する（本判決理由第41節・第42節）。

34 eDate事件判決第48節を引用する。

35 eDate事件判決第50節を引用する。

36 Judgment of 25 October 2015, Folien Fischer and Fofitec, C-133/11, EU:C:2012:664, para.46を引用する。

さらに、当該法人がどの加盟国で経済活動の優越的部分を行っているかが判明しないときは、利益の中心はないことになるとしている（本判決理由第43節）。

(4) 本判決は、最後に付託問題の第1に立ち戻り、ウェブサイト上で公開された情報と（コメント）内容は包括的に呼び出されうること、その広がりには基本的に全世界に及ぶことに鑑みると、その情報の訂正と内容の削除に向けられた申立ては一体・不可分であると指摘する。そして、そうである以上、その申立ては、全損害についての賠償に関する審理権限を有する裁判所に対してのみすることができ、部分的な損害の賠償に関する審理権限しか持たない裁判所にすることはできないという（本判決理由第48節）。

IV 学説による評価

1 モザイク理論の当否

(1) 本判決は、法務官意見書の批判にもかかわらず、従来どおりモザイク理論を維持すべき旨を説いている。そして、ドイツにおいても、従来から、以下のような理由により、これを評価する立場もそれなりに有力ではある³⁷。

①モザイク理論は、両当事者の保護に値する利益のバランスをとることに成功している。つまり、一方で、母国で権利侵害を受けた者が母国で訴えることができ、被告住所地の裁判所に赴く必要がなくなる。他方で、加害者が被害者によるフォーラム・ショッピングに晒されないで済むことになる³⁸。

②事件に近い裁判所に管轄を認めるモザイク理論は、不法行為地管轄の目的に最もよく沿っている。法廷地でどのような損害が生じたかは、その裁判所が最もよく判断することができる³⁹。

37 Kropholler/von Hein, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 9. Aufl. (2011), Art.5 Rdnr.84; Magnus/Mankowski, *Brussels Ibis Regulation* (2016), Art.7 paras.257 et seq.; Stein/Jonas/Wagner, *ZPO*, Bd.10, 22. Aufl. (2011), Art.5 EuGVVO Rdnr.167 ff.; Huber, *Persönlichkeitsschutz gegenüber Massmedien im Rahmen des Europäischen Zivilprozeßrechts*, ZEuP 1996, 295; Hess, *Der Schutz der Privatsphäre im Europäischen Zivilverfahrensrecht*, JZ 2012, 189, 191; McGuire, *Internationale Zuständigkeit bei Markenverletzung durch Keyword-Advertising*, ZEuP 2014, 155, 162; Grünberger, *Persönlichkeitsschutz im Internet: Internationale Zuständigkeit und anwendbares Recht*, IPRax, 2015, 56, 61. なお、モザイク理論に対するドイツ等の学説による評価については、中村・前掲注(8)掲記論文の「(4)」37頁以下も参照。

38 Huber, a.a.O.(Fn.37), S.308.

39 Huber, a.a.O.(Fn.37), S.307.

また、本判決の判例研究にも、基本的に、モザイク理論を支持するものがある⁴⁰。
(2) しかしながら、ドイツにおいては、従来からモザイク理論には批判も強く⁴¹、
本判決の判例研究に関してもそのことは当てはまる。

まず、上記①との関連で、原告は、すべての損害に関する賠償を手にするために、
多くの国で多数の個別訴訟を提起しなければならず、反面、被告は、多くの個別訴
訟に煩わされることになることになると批判される⁴²（法務官意見書でも、争点⑥に対する指
摘④で同旨が述べられている）。

前者の批判に対しては、原告には、加害行為地や被告の住所地の裁判所で（eDate
事件判決と本判決によれば、利益の中心の地の裁判所でも）全損害の賠償請求訴訟
を提起しうるから不都合はないとの反論がある⁴³。しかし、そうであるなら、法務
官意見書のいうように、そもそも部分的な損害の賠償に関する審理権限しか有しな
い裁判所の管轄などは認める必要はないのではなかろうか。

もっとも、部分的な審理権限しか有しない裁判所に訴えることは企業にとりあま
り実際の意味はないとの指摘もある⁴⁴。これは、そのような方途はあまり役に立
たないかもしれないが、実際上の不都合もないから、特に問題視する必要もないと
の趣旨であろう。しかし、複数の国で、あるいはヨーロッパ全域で活動する経済的
に強者である企業が、それに批判的な記事や不利な情報をウェブサイトアップ
ロードした者（たとえば、消費者、労働者、環境保護運動家）に対して圧迫を加え
ようとするならば、モザイク理論は大きな武器となるとの指摘がある。また、反対

40 Breckheimer, a.a.O.(Fn.7); Papadopoulos, a.a.O.(Fn.7); Keilmann, a.a.O.(Fn.7), S.2574;
Sujecki, a.a.O.(Fn.7), S.72; Hollowitz, a.a.O.(Fn.7), S.287.

41 Kreuzer/Klötzgen, Die Shevill-Entscheidung des EuGH: Abschaffung des Deliktsorts-
gerichtsstands des Art.5 Nr.3 EuGVÜ für ehrverletzende Streudelikte, IPRax 1997, 90, 95; Kubis,
Internationale Zuständigkeit bei Persönlichkeits- und Immaterialgüterrechtsverletzungen (1999),
S.134 ff.; Brand, Persönlichkeitsverletzungen im Internet, E-Commerce und „Fliegender
Gerichtsstand“, NJW 2012, 127, 129 f.; Picht, Von eDate zu Wintersteiger – Die Ausformung des
Art.5 Nr.3 EuGVVO für Internetdelikte durch die Rechtsprechung des EuGH, GRUR Int 2013, 19,
23; Thorn, Internationale Zuständigkeit bei Persönlichkeitsverletzungen durch Massenmedien,
Festschrift für von Hoffmann (2011), S.746, 756; Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 7.
Aufl. (2017), Rdnr.346; Lutz, Gerichtsstand am Schadensort und Mosaikbetrachtung bei
Wettbewerbsverletzungen im Internet, IPRax 2017, 552, 554.

42 Lutz, a.a.O.(Fn.41), S.554; Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.94; Kubis, a.a.O.(Fn.7), S.142 Rdnr.19;
Klinkert, a.a.O.(Fn.7), S.1041 Rdnr.19; Schack, a.a.O.(Fn.41), Rdnr. 346.

43 Huber, a.a.O.(Fn.37), S.305; Magnus/Mankowski, *supra* note 37, Art.7 para.259.

44 Keilmann, a.a.O.(Fn.7), S.2574.

に、経済的な強者が加害者であり、弱者が被害者であるという状況においても、モザイク理論は、前者が後者に圧迫を加えるための手段になりうると指摘される。なぜなら、弱者保護ではなく、管轄裁判所の事件と証拠との近さを根拠にしている以上、この理論は、消極的確認の訴えにも適用になりうるからである⁴⁵。

(3) さらに、そもそもモザイク理論の上記②の議論はほとんど説得的ではないし、加害行為地の裁判所や被告住所地の裁判所がすべての損害に関して判断しうることは疑われていないとの指摘がなされる⁴⁶。

しかし、加害行為は各地の加盟国で発生する損害に共通するものであろうから、その地の裁判所は全損害との関係で事件と証拠との近さを有すると言えるのはなかろうか⁴⁷。また、被告住所地の裁判所の管轄は、不法行為地の裁判所の管轄とはその根拠を異にしている。したがって、この指摘の後半はモザイク理論に対する批判とはなっていないように思われる。

他方、利益の中心の地の理解の仕方に関しては、個別の損害発生地とは別個の概念であるとの理解もないわけではないが⁴⁸、損害発生地の1つではあろう⁴⁹。そして、そこで最も大きな損害が発生しはするが、eDate事件判決や本判決がモザイク理論を放棄しているわけではないことに鑑みれば、それは別の地でも損害が発生することを認めている。そうであれば、なぜ利益の中心の地である結果発生地の裁判所のみ、全損害に関する審理権限が認められることになるのかという疑問が呈されることになる⁵⁰。

インターネットによる人格権侵害とそれ以外の手段による人格権侵害とで、利益の中心の地の裁判所の包括的審理権限に関して区別することにも疑問が呈される。結果発生地の裁判所との事件の近さの有無に関しては、損害がどのように発生したかではなく、どこで発生したかが重要であるというのである⁵¹。

45 Lutz, a.a.O.(Fn.41), S.554; Hau, a.a.O.(Fn.7), S.165.

46 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.94; Sack, a.a.O.(Fn.7), S.900 Rdnr.22.

47 Huber, a.a.O.(Fn.37), S.306.

48 Paal, Online-Suchmaschinen- Persönlichkeitsrechts- und Datenschutz, ZEuP 2016, 591, 594.
利益の中心の管轄は、個別の損害が発生した地の裁判所で一部の損害しか訴求しえないことに対する救済としての、追加的な第3の管轄であるとする。

49 Sack, a.a.O.(Fn.7), S.900 Rdnr.30; Roth, Persönlichkeitsschutz im Internet: Internationale Zuständigkeit und anwendbares Recht, IPRax 2013, 215, 220.

50 Sack, a.a.O.(Fn.7), S.900 Rdnr.23.

51 Heinze, Der Deliktgerichtsstand als Klägergerichtsstand? – Zum Einfluss materiellrechtlicher

この点に関連し、eDate事件判決では、インターネットの特殊性が強調されていた。すなわち、インターネットには世界中のどこからでもアクセスできること、各加盟国ごとに損害を区切って算定することが困難であること、それによる権利侵害が重大であることが指摘されていた⁵²。そして、これについて、結局、EU司法裁判所は、「被害者の権利保護の必要性」を考慮したと言われる⁵³。また、そうであれば、法務官意見書のいうように、少なくともインターネットによる人格権侵害事件に関しては、被害者保護にはならないモザイク理論を維持する必要性にも疑問が呈せられることになる⁵⁴。

(4) そのほか、学説上も、モザイク理論の欠点として、損害を各加盟国に割り当てるのが困難であることのほか、予見可能性の点で問題があること、訴訟係属や既判力との関係で問題が生じることという、争点⑥に対する法務官意見書の指摘①②③と同趣旨のことがあげられている⁵⁵。

2 法人の利益の中心

(1) 法務官意見書は、法人の本質や憲法上の基本権の問題にも触れながら、法人にはどの程度、人格権が認められるかの問題を相当詳しく検討しており（争点①に対する回答第1段落・第2段落参照）、それはそれ自体としては興味深い指摘ではあるが、学説上は、ここでは、そのような検討は不要であり、それに触れていない本判決の態度は正当であったと指摘される。なぜなら、法人が人格権の主体であり、その人格権が侵害されるかは、各国の実体法の問題であり、管轄の次元で取り上げる必要はなかったからである⁵⁶。

Wertungen auf die Auslegung des Art.7 Nr.2 EuGVVO, Festschrift für Ahrens (2016), 521, 535; Rauscher/Leible, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht, Bd.I, 4. Aufl. (2016), Art.7 Brüssel Ia-VO Rdnr.130; Sack, a.a.O.(Fn.7), S.901 Rdnr.33; Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 70. Hau, a.a.O.(Fn.7), S.64は、EU司法裁判所が、遅かれ早かれ、他の（出版）メディアによる人格権侵害の場合にも、利益の中心を当てとする方向に進むことも、考え得ることであると指摘する。

52 eDate事件判決第45節～第47節。

53 Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 70; Sack, a.a.O.(Fn.7), S.900 Rdnr.27.

54 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95; Kubis, a.a.O.(Fn.41), S.177; ders., a.a.O.(Fn.7), S.144 Rdnr.30; Thom, a.a.O.(Fn.41), S.757.

55 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.96; Sack, a.a.O.(Fn.7), S.900 Rdnr.24; Klinkert, a.a.O.(Fn.7), S.1041 Rdnr.19.

56 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95.

そして、学説上は、本判決が、法人の人格権侵害の場合にも管轄の決定に際して自然人の場合と区別する必要がないことを簡単に肯定していることも適切とされており、特に異論はない⁵⁷。これに対し、問題は、法人の人格権侵害の場合の利益の中心の具体的な決定方法であり、この点に関連しては議論が多い。

もっとも、法務官意見書はまず、視点が異なるので、ここで問題とされる利益の中心はEU倒産手続規則にいう主たる利益の中心とは必ずしも一致しないと指摘するが、この点については学説上も賛意が表されている⁵⁸。そして、本判決はこの点にはまったく言及していない。

他方、本判決は、利益の中心の地は経済活動を行う法人の場合、経済活動の本質的部分を行う地であるとし、法務官意見書は、より具体的に、営利法人に関しては売上高を、非営利法人に関しては顧客数という指標をあげている。いずれにせよ、利益の中心は被害者である原告の（定款上の）本拠と一致することが多いであろうが、本判決は、法人の利益の中心がその定款上の本拠と一致しない可能性を認めている。

ともあれ、多くの場合、利益の中心は被害者である原告の本拠と一致する。しかし、そうすると、それは半ば自動的に原告管轄と結び付くことになろうが、この点に関しては、当然、学説から批判が加えられる⁵⁹。

また、経済活動の本質的部分とは何を基準に判断するのか、どの程度であれば本質的部分と言えるのかは、必ずしも明確ではない。法務官意見書のあげる程度の指標では不十分であろう⁶⁰。本判決は、ウェブサイト上の情報やコメントの使用言語などにより、そのウェブサイトが誰に向けられていると考えられるかといったまったく別個の事情も考慮している。すなわち、これらのことに鑑みると、利益の中心の所在地の判断は必ずしも容易ではない。とりわけ、多くの学説上、国際的に活動する（大）企業の場合には、このことがしばしば当てはまるのではないかと指摘されている⁶¹。また、このことと関連しようが、法務官意見書のいうように、複数の

57 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95; Sujecki, a.a.O.(Fn.7), S.75; Papadopoulos, a.a.O.(Fn.7), C.

58 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95; Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 71.

59 Sack, a.a.O.(Fn.7), S.899 Rdnr.32; Heinze, Surf global, sue local! Der europäische Kläegergerichtsstand bei Persönlichkeitsrechtsverletzungen im Internet, EuZW 2011, 947, 950.

60 販売を目当てとするか、生産を目当てとするといった問題点も指摘されている。Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 72.

61 Sujecki, a.a.O.(Fn.7), S.75; Hollowiz, a.a.O.(Fn.7), S.287; Ettig, a.a.O.(Fn.7), S.33; Bach, a.a.O.(Fn.7), NJW 2017, 3436.

利益の中心が存在することがありうるようにも思われるが、本判決はその点には触れていない。逆に、「中心」と呼べる程のものが無いということも考えられ、本判決はこの可能性は肯定している。

結果発生地の決定方法として考え得るその他の方法は、何を重視するかは別として、個別事件の事情に即して判断するものである。それに対し、利益の中心を当てとする方法は、一応、事件の内容とは関係なく、被害者単位で一般的にその所在を決定する基準と言えよう⁶²。その意味で、この基準は、本判決のいうように、ブリュッセルIa規則が管轄決定の上でとりわけ重視している予見可能性⁶³の点で優れているように思えなくもない。しかし、上記のように具体的にしてみると、この長所が実際に当てはまるのかは疑わしくなってくる⁶⁴。

(2) モザイク理論を放棄するときは、その代わりに、結果発生地をどのように捉えるかが問題となる。

第1は、法務官意見書のように、その放棄をするだけで、利益の中心の地のみを結果発生地と捉え、そこの裁判所に包括的な審理権限を認める点ではEU司法裁判所に従う立場であり、これに賛成する学説もある⁶⁵。

第2に、本判決に対し、その立場は「法人の営業上の名声が最も強く固定されている地」は「法人が経済活動の本質的部分を行う地」であり、それがとりもなおさず「利益の中心の所在地」であるという図式を前提としているが、「名声」と「経済活動」とはカヴァーしあうとは限らないと批判する学説がある⁶⁶。企業がA国で高い評価を得ているが、その売上と利益の大部分はB国で生み出されている（生産はC国に集中している）ということが考えられるというのである。その際、架空の例を出し、本判決の基準では、ゲッティングン日刊紙のウェブサイトにもフォルクスワーゲン社に関する誤った記事が掲載されたときに、中国の裁判所に包括的な審理権限

62 Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 68, 73.

63 ブリュッセルIa規則考慮事由第15節・第16節。

64 Ettig, a.a.O.(Fn.7), S.33; Kubis, a.a.O.(Fn.7), S.143 Rdnr. 24. Brand, NJW 2011, 2061は、予見可能性を害することを理由にすぐ後に紹介する第2説を批判していたが、利益の中心を当てとすることも、少なくとも法人に関しては、予見可能性の点で第2説に対する優位を誇ることはできないのではなからうか。もっとも、Brandの著作は、インターネットによる自然人の人格権侵害事件に関するドイツ連邦通常裁判所判決に関する判例研究であるので、債務者の住所を基準とするとしており、これ自体は基準として明確ではある。

65 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95; Hau, a.a.O.(Fn.7), S.164; Klinkert, a.a.O.(Fn.7), S.1041 Rdnr.19, 20.

66 Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 68, 71; ders., a.a.O.(Fn.7), NJW 2017, 3436.

を有する国際裁判管轄が認められることになりかねないと指摘する⁶⁷。そして、本判決が幾つかの事情を基に問題のウェブサイトが誰に向けられていると考えられるかという点を考慮していることを指摘して、このことは、利益の中心の地と損害が重点的に発生した地とが乖離する場合、後者が決定的な基準とされることを予期させるという。また、ブリュッセルIa規則7条2号と同趣旨のドイツ民事訴訟法32条に関するドイツ連邦通常裁判所の若干の判例⁶⁸を概観し、そこではウェブサイト上の表現内容とドイツとの内国関連性⁶⁹が要求されており、本判決が予期させる基準にも沿うこちらの立場の方が、不法行為地管轄の趣旨と目的に鑑みると、適切であるとする。

第3は、ウェブサイトが、その運営者の意図によれば、法廷地国のインターネット利用者に(も)意識的に向けられているか否かを基準とするものである。この見解は、eDate事件判決の基本事件の1つの付託問題において、第2説とともに、とりうる可能性の1つとしてあげられていたものである⁷⁰。そして、本判決が幾つかの事情を基に問題のウェブサイトが誰に向けられていると考えられるかという点

67 Bach, a.a.O.(Fn.7), EuZW 2018, 68, 71. この指摘は次のような事情を背景としているのである。すなわち、フォルクスワーゲングループの発表 (https://www.volkswagen.co.jp/content/dam/vw-ngw/vw_pkw/importers/jp/volkswagen/news/2019/info190115_1_web.pdf/_jcr_content/renditions/original/info190115_1_web.pdf)によると、同グループは2018年中に全世界中で1083万台余(世界1位)の自動車売り上げたそうであるが、そのうちドイツでの販売台数は128万台余であるのに対し、中国での販売台数は420万台余であった。また、Bachは、自然人の人格権侵害に関し、フランスの有名な俳優Mが過失によってタイの君主の肖像の描かれた紙幣を踏みつけたとのタイ語の記事は、タイでは彼の名声の低下に繋がるかもしれないが、フランスではどうでもよい(から、利益の中心のあるフランスではなく、損害が発生したタイの裁判所が審理権限を有すべきである)との架空例をあげる。

68 連邦通常裁判所1977年5月3日(ウィーン雑誌事件)判決(BGH, NJW 1977, 1590), 連邦通常裁判所2010年3月2日(ニューヨークタイムズ事件)判決(BGHZ 184, 313), 連邦通常裁判所2011年3月29日(モスクワの7日事件)判決(BGH, NJW 2011, 2059)である。これらの判決については、安達・前掲注(11)『法理』6頁以下、中山・前掲注(8)掲記論文の「(3)」33頁以下、出口・前掲注(8)8頁以下参照。

69 内国関連性の具体的な内容としては、「対立する利益(人格権の尊重という利益とウェブサイト上の表現行為・報道に関する利益)の衝突が、具体的事案の状況、とりわけ当該記事の内容に照らしてみても、内国において実際に生じ得たか、または生じ得るのか」が問題とされており(安達・前掲注(11)『法理』12頁以下、中山・前掲注(8)掲記論文の「(3)」36頁以下、出口・前掲注(8)9頁参照)、Bach論文も、明示的には指摘していないが、これを前提としていると思われる。

70 eDate事件判決第24節。

を考慮していることは、むしろこの第3説を示唆しているとの理解が示されることもある⁷¹。

3 差止請求

(1) 利益の中心の地の裁判所は全損害に関する審理権限を有するが、その他の結果発生地の裁判所はその地の損害に限定された審理権限しか有しないとするとき、次に、このことと差止請求に関する管轄との関係が問題となる。

先に見たように、eDate事件判決の事案では、この点が問われていたが、EU司法裁判所は損害賠償請求を念頭に置いて議論をして、問題を回避してしまった。もともと、EU司法裁判所から付託問題に対する回答を受けた後、ドイツ連邦通常裁判所は、2012年5月8日判決⁷²において、不作為請求に関してもeDate事件判決の法理は当てはまるとして（判決理由第17節）、ドイツの裁判所の管轄を肯定した。ただし、その事案では原告の利益の中心はドイツに所在したから（判決理由第18節・第19節）、その法理を前提とする限り、利益の中心以外の裁判所の不作為請求に関する審理権限の問題は顕在化しなかった。

これに対し、その問題が正面から問われたのが、連邦通常裁判所2016年10月25日判決⁷³の事案（シューマッハー夫人事件）である。著名なF1レーサーであったが、スキーの際の事故によって現在は長期にわたる入院生活を与儀なくされているミヒャエル・シューマッハーの妻である原告は、ドイツ国民であるが、スイスに居住している。スイスのラジオ局である被告が運営しているインターネットサイト上に呼び出すことができ、原告が自己の肖像権の侵害であるとして非難している写真には、病院に夫を訪ねている際の原告が写されている。原告はケルンの裁判所に、ドイツの領域に限定してのインターネットによる写真報道の停止を求めて訴えを提起した。

連邦通常裁判所は、利益の中心の地ではない損害発生地の裁判所はそこで発生した損害にのみ関する限定的な審理権限を有するとのeDate事件判決の法理を適用し、ドイツの領域に限定しての不作為に関するドイツ裁判所の管轄を認めた（判決理由第19節・第20節）。そして、問題のインターネットサイトをドイツの領域において

71 Hau, a.a.O.(Fn.7), S.164.

72 BGH, NJW 2012, 2197.

73 BGH, NJW 2017, 827.

のみ閲覧しえなくするためには、ジオブロッキング⁷⁴という技術を利用できることを指摘する（判決理由第21節）。もっとも、この技術を用いても多少の漏れが生ずることは避けられないようであるが⁷⁵、そのために、問題の写真報道のドイツの領域に限定されない全面的な停止を命じなければ、ドイツの領域での停止という目的を達し得ないことになるのかは、管轄の次元ではなく、理由具備性の枠内で検討されればよいとする。そうすると、不作為義務をドイツの領域に限定して履行させることが技術的に可能かが管轄と本案の次元で二重に問題になることになるが、管轄の問題との関連では管轄原因事実の証明は不要である旨を指摘する⁷⁶（判決理由第22節）。ともあれ、このように、損害賠償請求に関するeDate事件判決の法理は不作為請求との関係でも妥当する。そこで、連邦通常裁判所は、ここでの問題をEU司法裁判所に付託することは不要であると見做した（判決理由第24節）。

(2) ウェブサイト上の情報やコメントの訂正・除去は、ジオブロッキングという

74 インターネット利用者のIPアドレスによって、その者の所在地を把握し、それに応じて、どのデータに当該の国からアクセスしうるか、どのデータに関してはそうでないかを区別する技術である。なお、EUでは、近時、ジオブロッキング規則（不当なジオブロッキングと域内市場内での顧客の国籍、住所または営業所の所在地に基づくその他の形式での差別に対抗する措置に関する規則。Regulation (EU) 2018/302 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2018 on addressing unjustified geo-blocking and other forms of discrimination based on customers' nationality, place of residence or place of establishment within the internal market and amending Regulations (EC) No 2006/2004 and (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC (Text with EEA relevance.), OJ L 60I, 2.3.2018, p. 1–15) が制定され、既に2018年12月3日から適用されている（この規則について、vgl. Spenner/Oltmanns, Regulierung des Geoblockings in der EU: Auswirkungen für Unternehmen, BB 2019, 1795-1801）。この規則は、たとえば、プロバイダーが顧客の国籍や住所などを理由にそのプロバイダーのオンライン・ユーザーインターフェイスにアクセスすることを遮断したり制限したりすることを禁止する等して、不当なジオブロッキングやその他の形態の差別措置による、EU域内市場における商品や役務提供の自由交通の障害を除去することを目的としている。すなわち、むしろジオブロッキングの技術の利用（濫用）を制限することを目的としているが、このような規則が制定されるということは、この技術がそれだけ活用されていることを意味するのであろうか。

75 櫻井成一郎「ユビキタス侵害とクラウドコンピューティング」河野俊行編『知的財産権と涉外民事訴訟』374頁、379頁注(15)（弘文堂、2010年）は、「厳密な制限は困難であっても、……漏れを許容するならば、大まかな地域に対するアクセス制限は技術的に可能である」と指摘する。

76 いわゆる請求原因事実と管轄原因事実の符合の問題について、管轄原因事実仮定説をとるのが、EUと同様に（前注(25)参照）、ドイツの判例の立場でもある。もっとも、引用されているのは裁判権（行政裁判権ないし労働裁判権か通常裁判権か）を基礎付ける事実との符合の問題に関する連邦通常裁判所の判例である（BGH, NJW 2016, 316 Rdnr.25; BGHZ 183, 49 Rdnr.14）。

技術を用いなければ、全世界との関係で一体・不可分にしかなしえないという性質を有する⁷⁷。そこで、本件事案の法務官意見書は、地域的に限定された損害に関してしか審理権限を有しない裁判所であっても全世界との関係で訂正・除去を命ずる権限を有するとしたのに対し、本判決は、すべての損害に関する審理権限を有する裁判所のみがそれを命ずる権限を有している。すなわち、そのような権限を有するのは、結果発生地 of 裁判所のうちでは、被害者の利益の中心の地の裁判所だけであるとするのである。

EU司法裁判所の立場に従う学説には、この点に関しても本判決に賛成するものもある⁷⁸。しかし、この点に関しては本判決に反対し、むしろモザイク理論を徹底し、連邦通常裁判所の2016年10月25日判決の立場によるべきであるとするものも有力である⁷⁹。

もっとも、後者の立場に対しては、ジオブロッキングの技術によっては地域的に限定したウェブサイトの遮断が不可能であるとして請求が棄却された後、原告が改めて包括的な審理権限を有する裁判所に再訴した場合、前訴判決の既判力が後訴の妨げになるのではないかとの指摘がある。もしそうであれば、利益の中心の地の裁判所に管轄を集中させる本判決の立場の方がましではないかというのである⁸⁰。

なお、学説上、この点に関しては法務官意見書に賛成する見解は見出されないようである。

4 モザイク理論の行方

(1) 最後に、本判決後におけるモザイク理論の行方、すなわち、それはなお妥当するのか、妥当するとしたらどの程度の射程を有しているのかに関する若干の学説による評価を見ておくこととする。

まず、幾つかの学説の理解は、EU司法裁判所がモザイク理論を放棄すべきであるとする本件の法務官意見書の提案を明示的には採用しなかったことに鑑みて、そ

77 なお、本判決の事案はウェブサイト上の情報・コメントの訂正・除去請求であるから、本判決の判断を単純な不作為請求に及ぼし得るかは不明であるとの評価もあるが (Hau, a.a.O. (Fn.7), S.164), 問題の本質が当該救済が一体・不可分にしか与え得ない性質のものであるか否かにあり、そのような性質は両者で異ならないと思われるから、それらは同列に扱われてしかるべきであろう (Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.95)。

78 Breckheimer, a.a.O.(Fn.7)

79 Papadogoulos, a.a.O.(Fn.7), C ; Ettig, a.a.O.(Fn.7), S.64.

80 Kubis, a.a.O.(Fn.7), S.144 Rdnr.33.

れはモザイク理論を確定しようとしているというものである⁸¹。

これに対し、以下のような理由により、EU司法裁判所が将来においてもモザイク理論に固執するかを疑問とする立場も表明されている⁸²。すなわち、EU司法裁判所は、一般的に言って、具体的な事件の解決に必要な限度を越えた一般的な判断を示すことはない。そして、基本事件の事案においては、エストニアで損害が発生したことさえ疑わしいから⁸³、そこで、エストニアで発生した損害に限定された損害賠償請求訴訟を提起しうるかに関する判断を示す契機は存在しなかった。また、EU司法裁判所は、Shevill事件判決後の諸判決において、そこからの一步一步の後退を示しているということもある。

(2) モザイク理論の射程に関しては、インターネットではなく、テレビやラジオなどほかのメディアによる人格権侵害にも及ぶか⁸⁴、人格権以外の権利・法益の侵害の場合にも及ぶのが問題とされる。

このうち後者の点に関しては、既にEU司法裁判所の判例があるものに関しては先に紹介した⁸⁵。そして、上記で「一步一步の後退」というのは、利益の中心の地での包括的な審理権限を認めたeDate事件判決、モザイク理論に言及しないが、それによるのと同結論に達するのに国家商標権の属地的効力を理由としたWintersteiger事件判決、その反面、EU全域に及ぶ共同体商標⁸⁶に関しては、EU商標規則93条5項の「侵害行為が行われた加盟国」との概念の関係で、行為地管轄のみを認めて結果発生地管轄を否定したCoty Germany事件判決⁸⁷（ただし、著作権に関するPinckney事件判決、Hejduk事件判決はモザイク理論によっている）のほか、次の2015年5月21日のCDC事件判決⁸⁸をも考慮に入れての指摘である。

81 前注(40) 掲記文献参照。

82 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.96 f.

83 基本事件におけるエストニアのハリユ第1審裁判所の判示（前述，II 1(2)）参照。

84 前注(51) 参照。

85 前述，II 参照。

86 共同体商標とは、EU商標規則（現行規則として、Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark (Text with EEA relevance), OJ L 154, 16.6.2017, p. 1–99) に基づき、EU知的財産庁に1の出願・登録を行うことで、EU加盟国全部をカバーする商標権を得ることが出来るというEU共同体商標制度による商標をいう。なお、前身の1993年EU商標規則について、飯田幸郷『欧州共同体商標制度新講』（発明協会・1997年）参照

87 Judgment of 5 June 2014, Coty Germany, C-360/12, EU:C:2014:1318.

88 Judgment of 21 May 2015, CDC Hydrogen Peroxide, C-352/13, EU:C:2015:335, paras.34 and 37.

EU委員会は、ある化学物質に関して、化学製品企業17社がEU法に違反するカルテルを行ったとして、課徴金の支払等を命ずる決定を下した。当該決定によると、この違反は少なくとも1994年から2000年まで継続し、情報交換、生産制限、市場と顧客の割当て、価格の決定とモニタリングからなり、主にベルギー、ドイツ、フランスで定期的または不定期になされた会合や電話会議で行われた。他方、CDCは、このカルテルにより損害を被ったと主張する企業から損害賠償請求権を譲り受け、請求を行うことを目的として設立されたベルギー法人であり、実際に、多数のEUおよびEEA加盟国にわたって本拠を有する71社が損害賠償請求権を譲渡した。CDCは、ドイツ以外の加盟国に本拠を有するカルテル参加企業5社を相手取りドルトムント（ドイツ）の裁判所に損害賠償請求の訴えを提起した（ドイツ企業1社に対しても提訴したが、後にその訴えは取り下げた）。同裁判所は、管轄の問題をEU司法裁判所に付託した。

通説によると、カルテル法違反の場合、結果発生地は、カルテルによって影響を受けた各々の市場地にあるとされる⁸⁹。したがって、モザイク理論を前提とすれば、それによる被害者は、各市場において受けた損害を当該市場が存在する各加盟国の裁判所で請求しようということになるはずである。ところが、EU司法裁判所はモザイク理論には触れることなく、結果発生地は、違法な価格合意によって問題の製品の高額での購入を余儀なくされた各企業の本拠にあり、その地の裁判所は全損害に関する審理権限を有するとした。そして、それを、カルテルによって企業が被った損害の賠償を求める訴訟の審理は当該企業に特有な状況に依存しているから、その地の裁判所がその判断に最も適しているとのことで理由付けている（判決理由第52節～第54節）。

この判断には、この基本事件の事実関係の下では1つの加害行為地を定めることが困難であり（判決理由第44節・第45節）、その結果、モザイク理論を適用すると、包括的な審理権限を有する裁判所は加害者の本拠地のそれに限られてしまうことが背景になっていると指摘される⁹⁰。しかし、被害企業が高額で製品を購入したのは

この判決の詳細については、中西康「EU競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」法律時報89巻8号113頁以下（2017年）参照。

89 Wurmnest, Internationale Zuständigkeit und anwendbares Recht bei grenzüberschreitenden Kartelldelikt, EuZW 2012, 933, 934; Kropholler/von Hein, a.a.O.(Fn.37), Art.5 Rdnr.84a; Stein/Jonas/Wagner, ZPO, a.a.O.(Fn.37), Art.5 EuGVVO Rndr.166.

90 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.97; Klinkert, a.a.O.(Fn.7), S.1042 Rdnr.25.

各市場においてなのであるから、上記の結論は事件への近さによって根拠付けることはできない⁹¹。それ故、そこでは、不法行為地管轄には本来関係なかったはず⁹²の被害者保護の観点が生じたのではないかと指摘される⁹³。

(3) 不正競争事件に関してはEU司法裁判所の判例はなく、人格権侵害や著作権侵害に関するその射程が及ぶかが問題とされている。この点、肯定説もあるが⁹⁴、モザイク理論に批判的な見解は当然、否定説であり、以下のような点を理由とする⁹⁵。

第1に、目的の相違があげられる。たとえば、ドイツ連邦通常裁判所2013年12月12日（英語でのプレスリリース事件）判決⁹⁶は、次のような理由で、eDate事件判決のドイツ不正競争防止法4条7号（現行法4条1号）による競業者の商品、サービス、事業等の誹謗中傷への推及を否定した。すなわち、この規定は関係の競業者の利益とともに、公正な競争についての公一般の利益保護に資する。その規定が関係競業者の利益を保護する点においても、その事業上の名誉ではなく、競争上の利益を保護するものである。それ故、この規定の違反は、——人格権侵害の場合とは異なって——当該行為が問題の市場における競業者の競争上の利益を侵害しうるものであることを前提としている。したがって、インターネット上への記事や情報の公開による不正競争の場合、内国の管轄にとり、そのアップロードが当初の意図に沿って（bestimmungsgemäß）内国市場に影響を及ぼすかが重要であり、競業者が内国に常居所や生活の中心を有するかは問題とはならない。

第2に、不正競争事件においては、市場地が重視されるべきことが指摘される。すなわち、被侵害者にとり、市場地が人格権侵害の場合の利益の中心に匹敵する重要性を有し、そこで全損害の賠償と差止（不作為・除去）を訴求しうべきであると主張される。その際、市場地は、結果発生地の具体化の基準として「利益の中心」に代わるものとして提唱される「対立する利益の衝突する地」や「ウェブサイト上

91 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.97.

92 前注(36) 掲記判例とその付記箇所参照。

93 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S.97.

94 Ahrens, a.a.O.(Fn.7), S.18 Rdnr.9 und S.19 Rdnr.12; Willems, Wettweberbsstreitsachen am Mittelpunkt der klägerlichen Interessen?, GRUR 2013, 462, 466 f.; Rauscher/Leible, a.a.O.(Fn.51), Art.7 Brüssel Ia-VO Rdnr.129, 131.

95 Sack, a.a.O.(Fn.7), S.902 ff. このほかの否定説として、Huber, a.a.O.(Fn.37), S.313; Köhler, Die Bestimmung des zuständigen Gerichts bei ubiquitären Rechtsverletzungen, WRP 2013, 1130, 1135 Rdnr.41.

96 BGH NJW 2014, 2504 Rdnr.24.

の情報」が意図的に向けられている地」⁹⁷のいずれにも沿うものであると指摘される。

もっとも、これに対しては、不正競争行為を市場に関連したそれと、不正に取得した営業秘密の利用行為のような企業に関連したそれに分け、前者の結果発生地は市場であるが、後者の結果発生地は被侵害企業の利益の中心の地であるその本拠地であるとの見解がある⁹⁸。

ともあれ、EU司法裁判所の判例の不正競争行為への推及に反対する見解の理由の第3は、なによりも、その判例理論それ自体が不適切であるとの評価である。

V 結びに代えて

以上、インターネット上の法人の人格権侵害の場合の国際裁判管轄に関するEU司法裁判所2017年10月17日判決と関連する判例、学説の評価を見てきた。それらの判例・学説の最大の特徴は、モザイク理論とそれをどこまで妥当させるかに関する議論の対立である。また、本判決は人格権侵害に関する事件であるので詳しくは触れることができなかつたが、それと知的財産権侵害とを区別し、後者に関しては、その属地的効力を理由にモザイク理論と同一の結論に達していることも大きな特徴である。

わが国の学説は、一様に、モザイク理論には否定的である⁹⁹。わが国の場合、とりあえずわが国の裁判所には日本で生じた損害を審理する管轄権しかないということにしても、併合請求の管轄権（日本民訴3条の6）を通じて他国で生じた損害の審理に関しても管轄権が認められることになってしまう等の理由による。もっとも、不法行為地の管轄の根拠が事件と証拠との近さにあるとするならば、わが民法の3条の3第8号を限定解釈し、結果発生地の裁判所として管轄権を認める根拠となった損害と他国での損害との間には「密接な関連」が認められないとの理由により、後者の損害の審理に関して同条の適用を否定する解釈が全く不可能とはいえないようにも思える。しかしながら、EU（ドイツ）においてすら、その様々な問題点が指摘され、放棄すべき旨すら主張されるような理論をわが国で採用する理由は些かもないというべきであろう。

97 前述、IV 2(2)参照。

98 Klinkert, a.a.O.(Fn.7), S.1039 Rdnr.7 f.

99 中西・前掲注(9) 211頁、芳賀・前掲注(9)『諸問題』466頁以下、同前掲注(9)『判例』104頁以下のほか、平成23年の国際裁判管轄に関する民事訴訟法の改正後の学説として、山木戸勇一郎「判批」法学研究90巻6号102頁(2017年)、出口・前掲注(8) 15頁以下。

他方、わが国の学説は、知的財産権侵害を特別に扱うことに関しても批判的である¹⁰⁰。EUで知的財産権が特別に扱われることの背景には、侵害訴訟における特許権の無効判断に対世効を認める加盟国があることに鑑みて、特許権の有効性が抗弁事由となった場合にも、登録国に専属管轄が認められるとしたEU司法裁判所判決¹⁰¹があり、その趣旨が登録を必要とする権利一般についてブリュッセルIa規則24条4号に明文化されるに至っていることがあるとされる。そして、そうであれば、わが国で同様に理解する必要はないと指摘される¹⁰²。また、ドイツにおいても、そのような態度は、管轄基準の問題と実体法上の保護の問題を混同するものであって、少なくとも不幸 (zumindest unglücklich) なことであるとの指摘がある¹⁰³。これらのことに鑑みれば、この点に関しても、わが国の解釈論に取り入れる必要はないであろう。

モザイク理論は放棄されるべきであるとする、人格権侵害に関する結果発生地の判断基準として提唱されている見解のうちでは、「利益の衝突地」が内国にあるか否かを基準とする見解が最も説得的であり、その地の裁判所が全損害と地域的に限定されない差止に関するの審理権限を有すると考える。その理由については、これまで述べてきたことで一応十分であろうが、「ウェブサイトの情報内容が法廷地国のインターネット利用者に意識的に向けられているか」との基準についてはまだ十分には検討されていない。しかし、これについては、現在のところ、「利益の衝突地」との基準と相反するものではなく、これがどこであるかを判断するための1つの要素と捉えれば十分ではないかとの憶測を持っている。

ところで、わが国の人格権侵害に関する判例¹⁰⁴は、インターネットの受信可能性だけでわが国を結果発生地と認め、あとは「特別の事情」(日民訴3条の9)によって調整する(具体の事案では、その結果、日本の国際裁判管轄を否定した)というアプローチによっている。これと上記の立場とでは、特別の事情の枠内でどこで利益の衝突があるかを考慮するか、結果発生地を同定する際にそうするかが相違する

100 申美穂「判批」特許研究52号54頁(2011年)、道垣内弘人「判批」Law and Technology 50号86頁(2011年)、嶋拓哉「判批」ジュリ1516号124頁(2018年)。

101 Judgment of 13 July 2006, GAT, C-4/03, EU:C:2006:457, para.30. この判決の詳細については、安達栄司「国際的専属裁判管轄は特許侵害訴訟にも適用されるか」野村秀敏=安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究I』287頁以下、特に292頁(信山社、2013年)参照。

102 高橋宏司「判批」平成22年度重要判例解説360頁(2011年)。

103 Stadler, a.a.O.(Fn.7), S. 97. 前注(96)の判決までは、各国(特にドイツ)では、むしろこのように考えるのが圧倒的に有力であったことにつき、安達・前掲(101)289頁参照。

104 前注(2)掲記判例。

だけで、結局は同じではないかとの見方もあるかもしれないが、特別の事情を肥大化させる判例のアプローチよりも、上記の立場の方が解釈論としてはスマートである¹⁰⁵。また、知的財産権の属地的効力を理由とする特別扱いを否定し、「意識的に向けられているか」をその1つの要素と捉えるときは、「利益の衝突地」との基準は、それ自体は比較的抽象的なものであるので、やはり現在のところは、人格権侵害以外のその他の権利・法益侵害の場合にも当てはまり得るのではないかとの憶測を有している。

105 安達・前掲注(11)『法理』22頁、出口・前掲注(8)17頁以下の基本的方向性に賛成する。